国頭村経済活動活性化に向けた耕作放棄地解消支援事業

【２次募集案内】

【事業目的】

新型コロナウイルス感染症の影響により、縮小した経済活動の活性化に向け、耕作放棄地を解消し農地の拡大を図る農業経営者等へ費用の一部を支援します。

【対象者】

　耕作放棄地解消を期間内に実施でき、解消後6カ月以内に計画した作物の作付ができること。作付け後、３年以上肥培管理に取り組む農業経営者。

【対象農地】

　国頭村内の農業委員会が認定する耕作放棄地で、自己所有及び賃借権又は使用貸借権が設定されている農地であること

【補助金額】

１a当たり4千円（１a未満は切り捨て）

下限 10a(40千円)　上限150a(600千円)

【実施期間】

　事業決定通知の日から令和５年2月28日までに完了すること

【申込期限】

　令和４年８月３１日（水）　2次〆切

　（締め切り後は予算の範囲内で随時受付）

【申し込み場所・問い合わせ先】

　国頭村役場３Ｆ　農林水産課　担当（神里）　４１－２１２２